

2025年9月8日

各位

会社名 ソニーフィナンシャルグループ株式会社
代表者名 代表執行役 社長 CEO 遠藤 俊英
(コード番号 8729 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 財務部担当 佐井 拓実
(TEL:03-5290-6500(代表))

2026年3月期の業績予想について

2026年3月期(2025年4月1日～2026年3月31日)における当社グループの日本基準に基づく連結業績予想は以下のとおりであります。

【連結】

(単位:百万円)

項目	2026年3月期 (予想)		2026年3月期 第1四半期連結累計期間 (実績)	2025年3月期 (実績)
		対前期増減率		
経常利益	122,000	171.8%	△58,611	44,889
親会社株主に帰属する 当期(四半期)純利益	82,000	4.1%	△43,586	78,791
1株当たり 当期(四半期)純利益	11円47銭		△6円10銭	11円02銭
1株当たり配当金	3円50銭		—	0円00銭

- (注) 1. 当社グループの大宗を占める生命保険事業の経常収益には、特別勘定資産運用益が含まれており、特別勘定資産運用益が経常収益に占める割合が同業他社と比較して相対的に高い傾向にあります。特別勘定資産は、市況変動等の影響を大きく受けるため、将来の運用収益を予測することが困難です。また、特別勘定資産は、変額保険や変額個人年金保険などにおいて、資産運用の成果やリスクが契約者に帰属する仕組みであり、一般勘定資産とは性質が異なります。従って、当社では経常収益に関する業績予想の開示を行っておりません。
2. 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行いました。上記の1株当たり当期(四半期)純利益は、2025年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
3. 2026年3月期(予想)の1株当たり当期純利益は、2026年3月期(予想)の当期純利益を本日時点の発行済株式総数(自己株式を除く)で除して算出したものであり、自己株式の取得状況に応じて、1株当たりの当期純利益は増加する可能性があります。
4. 2026年3月期の期末配当(予想)については、ソニーグループ株式会社による当社のパーシャル・スピンオフの効力発生日が2025年10月1日であることから、半期相当分として総額250億円(年換算500億円)以上を想定しております。なお、上記配当予想は、想定配当総額を本日時点の発行済株式総数で除して算出したものであり、自己株式の取得状況に応じて、1株当たりの配当金額は増加する可能性があります。
5. 当社は、グループ各社における健全性と成長分野への投資のための適切な資本を確保した上で、安定的に配当を実施することを基本方針としております。当社は2025年9月29日に上場を予定しており、上場後はIFRS修正純利益*の40%～50%を配当する方針とし、1株当たり配当額の安定的な増加を目指します。

*当社は、資本市場における国際的な財務情報の比較可能性の向上及び当社が重視する長期視点での経営に適した経営指標を示す観点から、国際財務報告基準(以下「IFRS」)に基づく将来の目標値を開示しており、2027年3月期でのIFRSへの移行を目標に、IFRS適用に向けた態勢整備を進めております。上記のIFRS修正純利益は、IFRSに準拠して作成した、当社グループの当期純利益から以下の調整項目を控除した数値となります。

(ソニー生命)

①投資損益のうち変額保険関連損益^{※1}・為替差額(除くヘッジコスト相当分等^{※2})

②保険金融損益のうち変額保険関連損益^{※3}・為替差額

③有価証券の売却損益

④その他一過性の損益

(当社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、その他子会社)

①一過性の損益

(※1) 変額保険・変額個人年金保険見合いで有する、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるもの。

(※2) ヘッジポジションを保持するために必要な取引手数料・マージンコスト。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定(FV0指定)した債券から生じる当期の経過利息(期首金利に基づく)を含む。

(※3) 変額保険・変額個人年金保険に係る基礎となる項目の変動並びに金利及びその他金融リスクの変動による影響。

【2026年3月期業績予想の前提条件】

本資料に記載の2026年3月期の連結業績予想は、2025年4月の当社取締役会で決議された連結事業計画を基に、2025年8月までの実績及び進捗状況を反映したものです。

当社グループは、生命保険・損害保険・銀行を中心とした金融グループであり、各社はそれぞれがユニークな「強み」を有しつつビジネスを展開しております。ソニー生命においては、営業職員(ライフプランナー)や代理店(パートナー)による対面販売を通じて、顧客一人ひとりのライフプランの実現に向けた保険を提供し、高い成長を実現しています。ソニー損保は、インターネットを軸としたダイレクト型のビジネスモデルを通じて、顧客満足度とブランド認知の両面で高い水準を維持しています。ソニー銀行は、デジタルバンクとして確固たる地位を築いており、預金・住宅ローンを中心に優良な顧客基盤を有しております。

当社グループを取り巻く経営環境について、わが国経済は、インバウンド需要の増加や、春闘での2年連続の高い賃上げ率と物価上昇率のピークアウトなどに伴う実質所得改善による個人消費の持ち直しが、景気を下支えすると期待されます。しかし、わが国を取り巻く世界経済、国際金融市場の不確実性は極めて大きく、予断は全く許されない状況です。米国政府による関税引き上げによるわが国製造業のサプライチェーンの混乱に伴う輸出や生産の下振れ、他国・地域の報復措置拡大による世界的な貿易縮小、金融市場の不安定化によるボラティリティの高まりなどに注意が必要です。また、関税に加え、移民取り締まり強化などの影響による米国のスタグフレーションリスクにも警戒が必要です。

このような経営環境の中、2025年3月期を始期とする3カ年の中期経営計画が進展しており、2026年3月期からは企業理念を再定義のうえ、「感動できる人生を、いっしょに。」をOur Vision(私たちのありたい姿)として掲げ、お客さまの“自分らしい人生”に寄り添い、支えることで、ソニーグループが掲げる「感動」の提供に貢献してまいります。

中期経営計画の具体的な戦略としては、いわゆる「両利きの経営」に基づき、「深化と探索」を重視し、既存ビジネスの成長である「深化」と、さらなる成長に向けたグループ横断の取り組みである「探索」の両面により持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

「深化」としては、主要3子会社をはじめとする各事業の持続的なオーガニック成長を着実に実現してまいります。

また、さらなる成長に向けたグループ横断的な取り組みである「探索」としては、若年層・富裕層・シニア層への顧客層への拡大や、当社グループ一体での価値提供(当社グループのスクラム)を進めてまいります。

① 報告セグメント別の業績予想

(単位：百万円)

	2026年3月期（予想）		2025年3月期（実績）
	経常利益	対前期増減率	経常利益
生命保険事業	99,000	380.2%	20,615
損害保険事業	8,500	18.0%	7,200
銀行事業	18,500	△2.0%	18,881

② 報告セグメント別の主要な前提条件

(1) 生保事業

当社グループ業績の大宗を占める生命保険事業においては、お客さま本位の業務運営の徹底やコンプライアンス態勢の一層の強化に取り組むとともに、中期経営計画で掲げる「お客さまの『生きがい』ある人生をお守りする」ことの実現に向けて各分野での事業展開を図っています。質を伴った成長とするため、ライフプランナーチャネル・代理店チャネルの強化を継続することに加え、法人・シニア戦略やトータルライフプランニングサービス拡充を進めていきます。また、持続的成長を支えるため、営業、商品開発、資産運用と多面的な対応を通じ、ERM(Enterprise Risk Management)態勢の強化を進めております。一部商品の出再や債券売却等により、財務基盤の強化も図っていきます。

2026年3月期は、ALM(資産負債の総合管理)の考え方に基づくリバランスを目的とした債券売却を当期も前期同様に実施することとし、前期を約220億円上回る売却損を見込んでいることや、前期に計上した危険準備金の取崩益(約120億円)が剥落する一方、財務改善施策の一環である米ドル建保険契約の一部出再による責任準備金戻入益(約1,100億円)を見込んでいることから、経常利益は前期比で大きく増加し、990億円(前期比380.2%増)を見込んでおります。

上記以外については、保険料収入や保険金支払・事業費等については、保有契約の拡大等により前期よりも増加する見込みですが、解約が前期よりも減少することにより解約益が減少する見込みであるため、これらの要因により経常利益は前期比でほぼ横ばいを見込んでいます。

業績予想を作成する上で、主な前提条件は次のとおりであります。

- 保険料収入・保険金等支払
保有契約に基づき見込まれる保険料収入や保険金等の支払額に加え、営業施策等を踏まえた新契約の獲得も勘案した金額を見込んでおります。
- 資産運用損益
直近の市況環境を踏まえ、資産運用収益及び費用を見込んでおります。
- 事業費等
直近の実績を参考に、事業運営に必要な経費等を見込んでおります。

なお、2026年3月期の第1四半期連結累計期間において、上述のALM(資産負債の総合管理)の考え方に基づくリバランスを目的とした債券売却の一部を実施済みであり、一般勘定における有価証券売却損を計上したことなどにより、637億円の経常損失(前年同期は218億円の経常損失)となっております。

(2) 損害保険事業

損害保険事業においては、主力の自動車保険と火災保険を中心に、主にウェブサイトやカスタマーセンターを通じたダイレクト型のビジネスモデルを展開しており、お客さまに価値を感じていただける独自性や納得感のある商品、高品質で信頼できるサービスの提供を目指しております。持続的成長を実現するべく、自動車保険については、契約者サービスの強化に加えて自然災害の頻発・激甚化や物価上昇に対応した機動的な保険料改定等を中心とする商品改定を行ってまいります。ま

た、主力の自動車保険や火災保険での成長のほか、多様化による顧客基盤の拡大にも取り組んでいます。

2026年3月期は、新契約獲得のためのマーケティングコスト等の増加により営業費及び一般管理費が増加するものの、保険料改定効果により損害率が改善する見込みであることなどから、経常利益は前期比で増加し、85億円（前期比18.0%増）を見込んでおります。

なお、保険料収入や保険金等支払については、保有契約の拡大等による増加を織り込んでおります。

（３）銀行事業

銀行事業においては、お客さまにとってより使いやすい金融サービスを提供し、商品力とお客さま対応力の強化や利便性の向上に取り組んでおります。2025年5月にリリースした新勘定系システムを活用して、グループにおける顧客獲得と資金循環の基盤として役割を発揮していきます。今後、ソニー生命やソニーグループのエンタテインメントと連携したBaaS（Banking as a Service）・web3サービスの提供等を予定しております。

2026年3月期は、海外金利の高止まりの機を捉えた運用残高の増加などを背景に、市場運用業務及び外貨預金業務が好調に推移することにより資金運用収益が増加するものの、円金利の上昇による資金調達費用の増加や新勘定系システムの導入に伴うシステム関連費の増加により、経常利益は185億円（前期比2.0%減）を見込んでおります。

③その他損益（特別損益等、親会社株主に帰属する当期純利益）

（１）特別損益等

2026年3月期は、前期に計上した生命保険事業での債券の売却損等のてん補に充てるための価格変動準備金の取崩益（約670億円）が剥落することにより、4億円の特別利益（前期比99.4%減）及び40億円の特別損失（前期比300.1%増）を見込んでおります。

（２）親会社株主に帰属する当期純利益

以上の結果、経常利益は前期に比して171.8%増を見込んでいるものの、特別利益が前期よりも減少することにより、親会社株主に帰属する当期純利益は820億円（前期比4.1%増）を見込んでおります。

以 上

ご注意事項：

本資料に記載されている、当社グループ（当社と、その傘下のソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社及びソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社、ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社並びにそれらの子会社及び関連会社から構成される金融サービスグループをいいます。以下同じ。）の現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、過去の事実でないものは、将来の業績に関する見通しや試算です。将来の業績に関する見通しや試算は、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語を用いたものに限定されません。口頭又は書面による見通し情報は、広く一般に開示される他の媒体にも度々含まれる可能性があります。これらの見通しや試算に関する情報は、現在入手可能な情報から得られた当社グループの経営者の仮定、決定及び判断に基づいています。

実際の業績は、多くの重要なリスクや不確実な要素により、これらの見通しや試算と大きく異なる結果となりうるため、これらの見通しや試算のみに全面的に依拠することは控えるようお願いします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常に当社グループが将来の見通しや試算を見直して改訂するとは限りません。当社グループはそのような義務を負いません。重要なリスク及び不確実な要素については、当社の新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）も併せてご参照ください。

また、本資料は証券の売付けの申込み、又は、証券の買付けの誘引もしくは申込みの勧誘を行うものではありません。本発表文は、2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）における当社グループの連結業績予想を一般に公表するものであり、投資の勧誘又はその他の類似行為を行うためのものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は販売を行うことはできません。